平成２４年（フ）第３２１号
堺市堺区緑ヶ丘北町一丁１番３―101号
破産者　株式会社Ｅ＆Ｂカンパニー
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６９号
神戸市北区藤原台北町７丁目８番３号
破産者　株式会社ビズ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９号
大阪市中央区安土町３丁目２番14号サンキュウビルディング13Ｆ
破産者　プライムス株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４９号
兵庫県川西市小花２丁目11番５号、前住所大阪府豊中市蛍池東町２丁目４番18号
破産者　和風スナック八重ことピアノラウンジヒロことスナックヒロこと　竹内　　弘
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７３号
兵庫県伊丹市荻野１丁目131番地４
破産者　Ｏｔｈｅｌｌｏ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２１号
奈良県生駒市光陽台258番地６
破産者　有限会社イラストレーションバンク
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
北九州市若松区南二島５丁目６番２号
破産者　有限会社佐藤産業
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２号
北海道夕張市真谷地62番地
破産者　株式会社石川組
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７７号
茨城県取手市野々井1090番地２
破産者　パスク株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
山梨県中巨摩郡昭和町河西161番地
破産者　有限会社セキシュー運輸
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
山梨県笛吹市御坂町上黒駒1824番地の２
破産者　有限会社田中工業
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
山梨県笛吹市御坂町金川原14番地の15
破産者　ジンテツ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
静岡県駿東郡清水町伏見250番地の９
破産者　有限会社ルーキー
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
大津市北大路３丁目25番25―113
破産者　株式会社かねもと総建
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０９４号
京都市下京区住吉町50番地
破産者　株式会社トラット
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
香川県善通寺市吉原町444番地５
破産者　株式会社喜田寝具
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６９号
香川県高松市牟礼町牟礼2938番地第１
破産者　有限会社中村圭一石材店
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６０号
熊本市東区長嶺東１丁目２番54―１号
破産者　ＭＡＥＤＡ建設企画株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
熊本市東区長嶺東１丁目２番54号
破産者　株式会社ルイ・モーガン
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４８号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
破産者　鈴木　　敬
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
破産者　鈴木實重子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係